

中泊町農業委員会会議録

令和4年12月9日

中泊町農業委員会

令和4年中泊町農業委員会12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(金) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員(人)

会 長				
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(人)

会 長	15番	松坂 龍美		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第21号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第28号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 農用地の買入協議の要請に係わる意見について

第4 協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和4年中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、13番木村委員、14番松田職務代理にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には、事務局職員の外崎主査と小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第19号

事務局
(小寺)

2ページをお開きください。
報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和4年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、14件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第19号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第20号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第20号

事務局
(小寺)

33ページをお開きください。
報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)について、別紙のとおり報告する。令和4年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。11月の相続等の届出は7件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

無いようですので、次に報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

事 務 局
(外崎)

35ページをご覧ください。

報告第21号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和4年11月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和4年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。11月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第21号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第26号

議 長
(会長)

議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

38ページをお開き下さい。議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和4年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第26号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員

議席13番、木村です。それでは報告いたします。去る12月2日、私と松田職務代理、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が5件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

39ページをお開きください。

受付番号31番は、高根字小金石地域の田2筆、面積は15,913㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号32番は、芦野字福泊地域の畑1筆、面積は336㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号33番は、小泊字砂山地域の田2筆、面積は4, 178㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号34番は、薄市字飛石地域の田1筆、面積は300㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号35番は、宮川字霞地域等の田畑9筆、面積は12, 160㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米とそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号31番から35番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第27号

議 長
(会長)

議案第27号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

44ページをお開き下さい。議案第27号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和4年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第27号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

松田職務代
理

議席14番松田です。それでは報告いたします。去る12月2日、私と木村委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第4条申請は1件ございました。申請地は、中里字宝森地内の1筆の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

次のページをお開き下さい。

受付番号7番は、中里字宝森地内の1筆の田で、面積は1, 563㎡です。申請地は、中泊町役場から北へ1,100mほどの距離にある休耕田であり、一団の農地の区域内にある農地に該当するものと判断しております。転用目的は、申請人が所有する農業機械の収納など行う農業用施設の建設し使用するもので、周辺農地への支障につきましては、北側が宅地、東側・南側が自身の所有する農地、西側が道路となっていることから問題ないものと思われます。許可基準に定める農地区分としましては、当該地は第1種農地のため、原則許可不可であります。不許可の例外として運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)の事業用に供する既存施設の1/2以内の拡張であることから許可相当と判断しました。その他、転用行為による被害を及ぼさないよう十分配慮することなど、面積その他の基準からみても問題なく許可相当であると考えられます。以上です。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第28号

議 長
(会長)

次に、議案第28号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

51ページをお開き下さい。議案第28号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和4年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和4年12月6日付け中農政第224号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事 務 局
(小寺)

(賃貸借権設定)

54ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号78番から112番までの35件です。内訳は再設定が9件、新規が26件となっております。

受付番号78番から受付番号86番は、再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

受付番号87番は新規の設定で、設定する農地は福浦字若野浦の農地4筆、地目は田、面積は16,469㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり40,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号88番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は6,489㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1.3俵の物納。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号89番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞の農地1筆、地目は田、面積は4,048㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号90番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持の農地3筆、地目は田、面積は8,425㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号91番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は977㎡の賃貸借です。期間は3年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号92番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地2筆、地目は田、面積は11,627㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号93番は新規の設定で、設定する農地は富野字沖津の農地3筆、地目は田、面積は9,453㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり30,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号94番は新規の設定で、設定する農地は中里字紅葉坂の農地2筆、地目は田、面積は3,418㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号95番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取の農地3筆、地目は田、面積は8,808㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号96番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取ほかの農地5筆、地目は田、面積は25,182㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号97番は新規の設定で、設定する農地は八幡字盛山の農地1筆、地目は田、面積は3,066㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号98番は新規の設定で、設定する農地は八幡字盛山の農地1筆、地目は田、面積は5,034㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号99番は新規の設定で、設定する農地は尾別字湯島ほかの農地5筆、地目は田、面積は5,509㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号100番は新規の設定で、設定する農地は八幡字日向の農地1筆、地目は田、面積は4,617㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号101番は新規の設定で、設定する農地は尾別字湯島の農地1筆、地目は田、面積は3,850㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号102番は新規の設定で、設定する農地は八幡字盛山ほかの農地8筆、地目は田、面積は22,224㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号103番は新規の設定で、設定する農地は八幡字八幡ほかの農地3筆、地目は田、面積は7,213㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号104番は新規の設定で、設定する農地は尾別字湯島ほかの農地2筆、地目は田、面積は3,709㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は全部で米5俵の物納。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号105番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は3,033㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米2俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号106番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地1筆、地目は田、面積は6,833㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号107番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取ほかの農地3筆、地目は田、面積は17,081㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号108番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞の農地2筆、地目は田、面積は3,770㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号109番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取の農地1筆、地目は田、面積は4,597㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号110番は新規の設定で、設定する農地は中里字宮川ほかの農地2筆、地目は田、面積は14,475㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号111番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,081㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号112番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地28筆、地目は田畑、面積は67,347㎡の使用貸借です。期間は20年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は使用貸借の為ありません。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第29号

議長
(会長)

次に、議案第29号「農用地の買入協議の要請に係わる意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

74ページをお開き下さい。議案第29号「農用地の買入協議の要請に係わる意見について」農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農用地について農地中間管理機構による買入が必要と認められるので、次のとおり中泊町長に対し要請するため意見を求める。令和4年12月9日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本議案について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

74ページをご覧ください。こちらは、11月あっせんにより不成立となった件につきまして、農地中間管理機構による買入が必要と認められるため中泊町長に対し要請するために意見を求めるものです。

買入協議の対象となる農用地は、筆数が多いため別紙記載としておりますが、田茂木字若宮地内の農地21筆、地目は田、面積は35,847㎡です。申請人から11月4日に申し出があったものですが、申請人の売渡希望価格は10aあたり350,000円であり、同価格で買受希望者にあっせんしたが、折り合いがつかず不調に終わったものです。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長
(会長)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議 長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局
(外崎)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもって、令和4年中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月9日

農 業 委 員 会 会 長

松坂 龍美

署 名 委 員

木村 巧

署 名 委 員

松田 耕司